

第 32 期第 1 回 横浜市児童福祉審議会 [放課後部会]

日時：平成 31 年 3 月 13 日（水）

18：30～19:30

場所：市庁舎 8 階 8 A 会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告
平成 30 年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について
- 6 その他
- 7 閉会

[配布資料]

- 資料 1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿
- 資料 2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿
- 資料 3 横浜市児童福祉審議会条例
- 資料 4 横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 資料 5 平成 30 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書
- 参考資料 1 平成 30 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果内訳
- 参考資料 2 平成 30 年度 横浜市放課後児童健全育成事業監査チェックシート
- 参考資料 3 平成 29 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書
- 参考資料 4 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針
- 参考資料 5 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準

横浜市児童福祉審議会 放課後部会委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者
【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てっぺい 青山 鉄兵	
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員	おおの いさお 大野 功	
4	横浜市PTA連絡協議会 副会長	ひぐち まさこ 樋口 真砂子	
5	横浜市主任児童委員連絡会 代表	ふじい ちか 藤井 千佳	
6	横浜市子ども会連絡協議会 会長	くどう はるじ 工藤 春治	臨時委員
7	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 首席指導主事	せこ まさき 世古 正樹	臨時委員
8	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員
9	横浜市小学校長会 副会長	やなぎさわ じゅん 柳澤 潤	臨時委員

※任期は平成32年10月31日まで

横浜市児童福祉審議会 放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
	青少年部長	宮 谷 敦 子
	放課後児童育成課長	茨 志 麻
	放課後児童育成課整備担当課長	浦 崎 真 仁
	放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
	放課後児童育成課整備担当係長	中 澤 宣 裕
	放課後児童育成課整備担当係長	稲 田 道

○横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日

条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 174 条の 26 第 3 項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等 (以下、「保育・教育施設等」という。) における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係)

	<p>4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係)</p> <p>5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係)</p> <p>6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係)</p> <p>7 その他、児童の処遇に関する事。</p>
障害児部会	<p>1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係)</p> <p>2 その他、障害児の福祉に関する事。</p>
放課後部会	<p>1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事</p> <p>2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)</p>
専門部会	<p>上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)</p>

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10) 児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関する事
- (13) 児童虐待等の調査に関する事
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事

- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べるができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

- 第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

- 第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。
- 3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。
- 4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

- 第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

- 第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成 30 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 実施期間

平成 30 年 7 月～12 月

(2) 監査方法

平成 28 年度から、放課後児童健全育成事業者に対し、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（以下、「条例」という。）に規定される基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準を維持するため、定期的な監査（「毎年の自己検査」及び「3 年に 1 回の立入調査」）を実施している。

監査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、行政指導（改善指導・改善勧告）又は行政処分（事業制限命令・事業停止命令）の措置を通じて改善を図ることとしている（監査指針参照）。

(3) 対象となる事業所

放課後児童健全育成事業所として届出を行っている全ての事業所

【事業所内訳】

種類	全事業所数	自己検査対象事業所数	うち立入調査対象事業所数
放課後キッズクラブ	252 か所	252 か所	101 か所
放課後児童クラブ	228 か所	228 か所	86 か所
その他届出事業所	8 か所	8 か所	3 か所
合計	488 か所	488 か所	190 か所

2 監査の結果

(1) 自己検査

ア 自己検査の結果

全ての放課後児童健全育成事業所（488 か所）が自己検査（全 57 項目）を実施した。自己検査により、実施できていない項目や実施状況が十分でない項目を確認し、自らが必要な改善を行う契機となり、監査の目的を達成することができた。なお、自己検査の結果、指導監督基準に適合していない事業所でも、特別の立入調査の実施に至った事業所はなかった。

【事業所別適合状況】

種類	自己検査対象事業所数	自己検査の結果、全ての項目が指導監督基準に適合している事業所数（割合）	自己検査の結果、指導監督基準に適合していない項目があった事業所数（割合）
放課後キッズクラブ	252 か所	151 か所（59.9%）	101 か所（40.1%）
放課後児童クラブ	228 か所	64 か所（28.1%）	164 か所（71.9%）
その他届出事業所	8 か所	2 か所（25.0%）	6 か所（75.0%）
合計	488 か所	217 か所（44.5%）	271 か所（55.5%）

【指導監督基準に適合していない件数】

種類	総数 （事業所数× 項目数）	指導監督基準に適合している件数 （割合）	指導監督基準に適合していない件数 （割合）	1 事業所あたりの 不適合件数
放課後キッズクラブ	14,364 件	14,131 件（98.4%）	233 件（1.6%）	0.9 件
放課後児童クラブ	12,996 件	12,531 件（96.0%）	465 件（4.0%）	2.0 件
その他届出事業所	456 件	424 件（93.0%）	32 件（7.0%）	4.0 件
合計	27,816 件	27,086 件（97.2%）	730 件（2.6%）	1.5 件

イ 指導監督基準に適合していない主な項目

項 目	放課後 キッズクラブ 252か所	放課後 児童クラブ 228か所	その他 届出事業所 8か所	合 計 488か所
第4 非常災害に対する措置				
(5) 非常災害に対する定期的な訓練（避難及び消火に対する訓練）を年2回以上実施している	22か所	44か所	2か所	68か所
第5 育成支援				
(15) 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している	23か所	30か所	3か所	56か所
第7 健康管理・安全確保				
(3) おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している	10か所	48か所	1か所	59か所

(2) 立入調査

ア 立入調査の結果及び指導状況

立入調査は3年に1回実施することとしており、平成30年度は放課後児童健全育成事業所190か所に対し、立入調査(全57項目)を実施した。立入調査の結果、指導監督基準に適合していない項目があった事業所は124か所(改善指導件数は402件)であった。そのうち、文書指導を実施した事業所が57か所(110件)であった。

【事業所別適合状況】

種類	立入調査対象事業所数	立入調査の結果、指導監督基準に全ての項目が適合している事業所数(割合)	立入調査の結果、指導監督基準に適合していない項目があった事業所数(割合)		
				口頭指導のみ	文書指導
放課後キッズクラブ	101か所(100%)	43か所(42.3%)	58か所(57.7%)	34か所	24か所
放課後児童クラブ	86か所(100%)	23か所(26.7%)	63か所(73.3%)	32か所	31か所
その他届出事業所	3か所(100%)	0か所(0.0%)	3か所(100.0%)	1か所	2か所
合計	190か所(100%)	66か所(34.7%)	124か所(65.3%)	67か所	57か所

【口頭指導及び文書指導件数】

種類	総数 (事業所数×項目数)	改善指導件数		
			口頭指導	文書指導
放課後キッズクラブ	5,757件	133件(100%)	95件(71.4%)	38件(28.6%)
放課後児童クラブ	4,902件	247件(100%)	181件(73.3%)	66件(26.7%)
その他届出事業所	171件	22件(100%)	16件(72.7%)	6件(27.3%)
合計	10,830件	402件(100%)	292件(72.6%)	110件(27.4%)

イ 改善指導を実施した主な項目

(ア) 口頭指導

項目	放課後 キッズクラブ 101か所	放課後 児童クラブ 86か所	その他 届出事業所 3か所	合計 190か所
第4 非常災害に対する措置				
(3) 防災マニュアルを作成している	8か所	13か所	1か所	22か所
(5) 非常災害に対する定期的な訓練（避難及び消化に対する訓練）を年2回以上実施している	13か所	19か所	1か所	33か所
第7 健康管理・安全確保				
(3) おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している	15か所	29か所	2か所	46か所

(イ) 文書指導

項目	放課後 キッズクラブ 101か所	放課後 児童クラブ 86か所	その他 届出事業所 3か所	合計 190か所
第2 放課後児童支援員等の数及び資格				
(2) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上（内、1人を除き補助員でも可）配置している	10か所	19か所	2か所	31か所
第7 健康管理・安全確保				
(2) 職員の健康診断を行っている（採用時及び年1回）	12か所	13か所	1か所	26か所

3 総評

自己検査について、昨年度の対象クラブは 438 か所だったが、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換等により事業所数が増加し、今年度は 488 か所が対象となり、全ての事業所で実施することができた。昨年度と比べ対象の事業所数が増加しているが、「適合していない項目があった事業所数」が約 7 割から約 6 割に減少したことから、条例基準が浸透し、基準に適合した運営を行っているクラブが増加したと考えられる。

自己検査の結果としては、「適合していない」との回答が集中した項目が、運営上解決すべき優先順位の高い課題であるといえる。昨年度に引き続き、「避難訓練及び消火訓練の年 2 回以上の実施」や「おやつ提供に携わる職員の毎月の検便の実施」については、今年度も多かった。防災や衛生等、子どもたちや職員の安全に直結する事項であるため、引き続き、事業者に対して周知徹底を図っていく。

次に、立入調査については、各事業所に概ね 3 年に 1 度の頻度で実施することを原則としつつ、運営上の課題を早期に発見・解決するために新規に開設した事業所については当該年度に実施する、という方針のもと、今年度は 190 か所（うち新規開設 54 か所）に対して実施した。

立入調査の結果、指摘項目がある場合には、その項目の種別及び軽重によって「口頭指導」又は「文書指導」を行う。軽微な項目について行う「口頭指導」は監査者、事業所ともに指摘事項として共有し、事業所による改善を促すものである。運営上重要な項目について「文書指導」をした場合には、各事業所から必ず「改善報告書」の提出を受けることとしている。

今年度の立入調査の結果として、190 か所の事業所のうち、3 割の 57 か所で「文書指導」があった。

「文書指導」となった「職員配置」について、背景には、開所直後や閉所直前の時間等、児童がいない時間帯において、職員数を減らしていたなど、事業者の人員配置基準に関する認識不足によるものと、人材不足により、特に土曜日等開所時間が長い日の配置が出来ないものがあった。

また、「職員の健康診断」について、指摘内容としては、健康診断結果の保管がされていなかったこと、また、週の半分以上出勤する非常勤職員には、X 線検査を行うこととしているが、未受診であったことが多かった。

本市としては、引き続き、人員配置基準や本市のルールを周知徹底するとともに、今年度から実施している事業者の人材確保を支援する取組を継続していく。

最後に、監査結果については、全事業所へ情報を共有するとともに、次年度の監査に関する説明会の場などを活用して、運営上注意すべき点を周知し、適切な運営を指導していくこととする。自己検査、立入調査を毎年度着実に実施することにより、運営上の課題を市と事業者が常に共有し、対応することで、放課後児童健全育成事業の全体の質の改善に取り組んでいく。

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第1 開所時間及び開所日			
(1)	【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。	0	0.0%
(2)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。	3	0.6%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格			
(1)	1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。	0	0.0%
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。	16	3.3%
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。	4	0.8%
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。	1	0.2%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積			
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	14	2.9%
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	3	0.6%
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	8	1.6%
(4)	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	1	0.2%
(5)	採光及び換気が確保されていること。	7	1.4%
(6)	衛生が確保されていること。	3	0.6%
(7)	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。	57	11.7%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第4 非常災害に対する措置			
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	11	2.3%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	25	5.1%
(3)	防災マニュアルを作成している。	28	5.7%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	11	2.3%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	68	13.9%
第5 育成支援			
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	4	0.8%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	1	0.2%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	5	1.0%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。	1	0.2%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	2	0.4%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	14	2.9%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	9	1.8%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	4	0.8%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。	4	0.8%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	16	3.3%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	27	5.5%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	12	2.5%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。	12	2.5%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	56	11.5%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第6 おやつ等の提供			
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	12	2.5%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	18	3.7%
第7 健康管理・安全確保			
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。	5	1.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)	26	5.3%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	59	12.1%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。	2	0.4%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。	1	0.2%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。	0	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	14	2.9%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。	32	6.6%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	6	1.2%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。	22	4.5%
第8 利用者への情報提供			
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	13	2.7%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	15	3.1%
第9 要望及び苦情への対応			
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。	6	1.2%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している	14	2.9%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	2	0.4%
第10 備える帳簿			
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	9	1.8%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	8	1.6%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	1	0.2%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	2	0.4%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるようにつけられている。	20	4.1%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	14	2.9%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	2	0.4%
合計(件数)		730	

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第1 開所時間及び開所日			
(1)	【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。	0	0.0%
(2)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。	0	0.0%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格			
(1)	1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。	0	0.0%
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。	3	1.2%
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。	0	0.0%
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。	1	0.4%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積			
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	9	3.6%
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	3	1.2%
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	8	3.2%
(4)	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	1	0.4%
(5)	採光及び換気が確保されていること。	2	0.8%
(6)	衛生が確保されていること。	1	0.4%
(7)	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。	12	4.8%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第4 非常災害に対する措置			
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	2	0.8%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	7	2.8%
(3)	防災マニュアルを作成している。	3	1.2%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	9	3.6%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	22	8.7%
第5 育成支援			
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	3	1.2%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	1	0.4%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	0	0.0%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。	1	0.4%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	2	0.8%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	6	2.4%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	1	0.4%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	2	0.8%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。	0	0.0%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	4	1.6%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	5	2.0%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	9	3.6%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。	4	1.6%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	23	9.1%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第6 おやつ等の提供			
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	8	3.2%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	3	1.2%
第7 健康管理・安全確保			
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。	5	2.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)	12	4.8%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	10	4.0%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。	0	0.0%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。	0	0.0%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。	0	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	2	0.8%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。	7	2.8%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	3	1.2%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。	6	2.4%
第8 利用者への情報提供			
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	3	1.2%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	6	2.4%
第9 要望及び苦情への対応			
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。	2	0.8%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している	6	2.4%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	1	0.4%
第10 備える帳簿			
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	3	1.2%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	1	0.4%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	1	0.4%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	0	0.0%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるようにつけられている。	5	2.0%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	3	1.2%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	2	0.8%
合計(件数)		233	

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第1 開所時間及び開所日			
(1)	【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。	0	0.0%
(2)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。	1	0.4%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格			
(1)	1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。	0	0.0%
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。	12	5.3%
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。	4	1.8%
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。	0	0.0%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積			
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	5	2.2%
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	0	0.0%
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	0	0.0%
(4)	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	0	0.0%
(5)	採光及び換気が確保されていること。	5	2.2%
(6)	衛生が確保されていること。	2	0.9%
(7)	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。	45	19.7%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第4 非常災害に対する措置			
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	8	3.5%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	17	7.5%
(3)	防災マニュアルを作成している。	19	8.3%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	7	3.1%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	44	19.3%
第5 育成支援			
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	1	0.4%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	0	0.0%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	4	1.8%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。	0	0.0%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	0	0.0%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	7	3.1%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	8	3.5%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	2	0.9%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。	4	1.8%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	11	4.8%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	21	9.2%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	2	0.9%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。	7	3.1%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	30	13.2%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第6 おやつ等の提供			
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	4	1.8%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	13	5.7%
第7 健康管理・安全確保			
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。	0	0.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)	13	5.7%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	48	21.1%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。	2	0.9%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。	1	0.4%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。	0	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	11	4.8%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。	25	11.0%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	3	1.3%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。	15	6.6%
第8 利用者への情報提供			
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	9	3.9%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	9	3.9%
第9 要望及び苦情への対応			
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。	4	1.8%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している	7	3.1%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	0	0.0%
第10 備える帳簿			
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	5	2.2%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	5	2.2%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	0	0.0%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	1	0.4%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるようにつけられている。	14	6.1%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	10	4.4%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	0	0.0%
合計(件数)		465	

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第1 開所時間及び開所日			
(1)	【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。	0	0.0%
(2)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。	2	25.0%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格			
(1)	1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。	0	0.0%
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。	1	12.5%
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。	0	0.0%
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。	0	0.0%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積			
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	0	0.0%
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。	0	0.0%
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。	0	0.0%
(4)	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。	0	0.0%
(5)	採光及び換気が確保されていること。	0	0.0%
(6)	衛生が確保されていること。	0	0.0%
(7)	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。	0	0.0%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第4 非常災害に対する措置			
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	1	12.5%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	1	12.5%
(3)	防災マニュアルを作成している。	0	0.0%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	1	12.5%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	2	25.0%
第5 育成支援			
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。	0	0.0%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。	0	0.0%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	1	12.5%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。	0	0.0%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	0	0.0%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	1	12.5%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	0	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。	0	0.0%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	0	0.0%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。	0	0.0%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	1	12.5%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	1	12.5%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	1	12.5%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。	1	12.5%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	3	37.5%

【参考】指導監督基準未適合件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数	割合
		不適正	
第6 おやつ等の提供			
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	0	0.0%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	2	25.0%
第7 健康管理・安全確保			
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。	0	0.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)	1	12.5%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	1	12.5%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。	0	0.0%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。	0	0.0%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。	0	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	1	12.5%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。	0	0.0%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	0	0.0%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。	1	12.5%
第8 利用者への情報提供			
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	1	12.5%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	0	0.0%
第9 要望及び苦情への対応			
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。	0	0.0%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している	1	12.5%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	1	12.5%
第10 備える帳簿			
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	1	12.5%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	2	25.0%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	0	0.0%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。	1	12.5%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるようにつけられている。	1	12.5%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	1	12.5%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	0	0.0%
合計(件数)		32	

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合	
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導
第1 開所時間及び開所日				
(1) 【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。	2		1.1%	0.0%
(2) 【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。	2		1.1%	0.0%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格				
(1) 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。	2	2	1.1%	1.1%
(2) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。	4	31	2.1%	16.3%
(3) 放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。		1	0.0%	0.5%
(4) 放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。	2		1.1%	0.0%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積				
(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	2		1.1%	0.0%
(2) 【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。		1	0.0%	1.0%
(3) 児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。			0.0%	0.0%
(4) 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。			0.0%	0.0%
(5) 採光及び換気が確保されていること。		1	0.0%	0.5%
(6) 衛生が確保されていること。			0.0%	0.0%
(7) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。	2	5	1.1%	2.6%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第4 非常災害に対する措置					
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	12		6.3%	0.0%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	15		7.9%	0.0%
(3)	防災マニュアルを作成している。	22	2	11.6%	1.1%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	3		1.6%	0.0%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	33	8	17.4%	4.2%
第5 育成支援					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	1		0.5%	0.0%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	2		1.1%	0.0%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	1	1	0.5%	0.5%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。			0.0%	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。			0.0%	0.0%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	1		0.5%	0.0%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。	1		0.5%	0.0%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	3	4	1.6%	2.1%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	11	2	5.8%	1.1%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	7	1	3.7%	0.5%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。	1		0.5%	0.0%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	15	3	7.9%	1.6%
第6 おやつ等の提供					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	3		1.6%	0.0%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	5		2.6%	0.0%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第7 健康管理・安全確保					
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。	1	0	0.5%	0.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)	4	26	2.1%	13.7%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	46	1	24.2%	0.5%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。	1		0.5%	0.0%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。			0.0%	0.0%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。			0.0%	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	9		4.7%	0.0%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。	16		8.4%	0.0%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	2	3	1.1%	1.6%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。	5		2.6%	0.0%
第8 利用者への情報提供					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	1	4	0.5%	2.1%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	14		7.4%	0.0%
第9 要望及び苦情への対応					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。	3	1	1.6%	0.5%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している	2	5	1.1%	2.6%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	2		1.1%	0.0%
第10 備える帳簿					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	7	1	3.7%	0.5%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	4	4	2.1%	2.1%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	4	2	2.1%	1.1%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。		1	0.0%	0.5%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子ができるようにつけられている。	10		5.3%	0.0%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	8		4.2%	0.0%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	1		0.5%	0.0%
合計(件数)		292	110		

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数		割合	
		口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導
第1 開所時間及び開所日					
(1)	【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。			0.0%	0.0%
(2)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。			0.0%	0.0%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格					
(1)	1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。	1	1	1.0%	1.0%
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。	2	10	2.0%	9.9%
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。			0.0%	0.0%
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。	1		1.0%	0.0%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積					
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	1		1.0%	0.0%
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。		1	0.0%	1.0%
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。			0.0%	0.0%
(4)	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。			0.0%	0.0%
(5)	採光及び換気が確保されていること。			0.0%	0.0%
(6)	衛生が確保されていること。			0.0%	0.0%
(7)	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。		1	0.0%	1.0%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第4 非常災害に対する措置					
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	4		4.0%	0.0%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	4		4.0%	0.0%
(3)	防災マニュアルを作成している。	8	2	7.9%	2.0%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。			0.0%	0.0%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	13		12.9%	0.0%
第5 育成支援					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。			0.0%	0.0%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。	2		2.0%	0.0%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。			0.0%	0.0%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。			0.0%	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。			0.0%	0.0%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。	1		1.0%	0.0%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。	1		1.0%	0.0%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	1	1	1.0%	1.0%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。			0.0%	0.0%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	5	1	5.0%	1.0%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。	1		1.0%	0.0%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	5	1	5.0%	1.0%
第6 おやつ等の提供					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	1		1.0%	0.0%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	2		2.0%	0.0%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第7 健康管理・安全確保					
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。	1		1.0%	0.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)		12	0.0%	11.9%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	15		14.9%	0.0%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。	1		1.0%	0.0%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。			0.0%	0.0%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。			0.0%	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	2		2.0%	0.0%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。	6		5.9%	0.0%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。	2	2	2.0%	2.0%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。	1		1.0%	0.0%
第8 利用者への情報提供					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。		1	0.0%	1.0%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	5		5.0%	0.0%
第9 要望及び苦情への対応					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。	1		1.0%	0.0%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している		2	0.0%	2.0%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	1		1.0%	0.0%
第10 備える帳簿					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	3		3.0%	0.0%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。		1	0.0%	1.0%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	2	2	2.0%	2.0%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。			0.0%	0.0%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子ができるようにつけられている。	1		1.0%	0.0%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	1		1.0%	0.0%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。			0.0%	0.0%
合計(件数)		95	38		

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目		件数		割合	
		口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導
第1 開所時間及び開所日					
(1)	【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。	2		2.3%	0.0%
(2)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。	1		1.2%	0.0%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格					
(1)	1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。	1	1	1.2%	1.2%
(2)	放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。	2	19	2.3%	22.1%
(3)	放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。		1	0.0%	1.2%
(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。			0.0%	0.0%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積					
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。	1		1.2%	0.0%
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。			0.0%	0.0%
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。			0.0%	0.0%
(4)	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。			0.0%	0.0%
(5)	採光及び換気が確保されていること。		1	0.0%	1.2%
(6)	衛生が確保されていること。			0.0%	0.0%
(7)	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。	2	4	2.3%	4.7%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第4 非常災害に対する措置					
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	7		8.1%	0.0%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	10		11.6%	0.0%
(3)	防災マニュアルを作成している。	13		15.1%	0.0%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	2		2.3%	0.0%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	19	8	22.1%	9.3%
第5 育成支援					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。	1		1.2%	0.0%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。			0.0%	0.0%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。	1	1	1.2%	1.2%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。			0.0%	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。			0.0%	0.0%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。			0.0%	0.0%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。			0.0%	0.0%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	2	3	2.3%	3.5%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	10	2	11.6%	2.3%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	1		1.2%	0.0%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。			0.0%	0.0%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	8	2	9.3%	2.3%
第6 おやつ等の提供					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。	2		2.3%	0.0%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	2		2.3%	0.0%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第7 健康管理・安全確保					
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。			0.0%	0.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)	4	13	4.7%	15.1%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	29	1	33.7%	1.2%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。			0.0%	0.0%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。			0.0%	0.0%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。			0.0%	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。	7		8.1%	0.0%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。	10		11.6%	0.0%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。		1	0.0%	1.2%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。	4		4.7%	0.0%
第8 利用者への情報提供					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。	1	3	1.2%	3.5%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。	9		10.5%	0.0%
第9 要望及び苦情への対応					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。	2	1	2.3%	1.2%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している	2	2	2.3%	2.3%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。	1		1.2%	0.0%
第10 備える帳簿					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。	4		4.7%	0.0%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。	4	3	4.7%	3.5%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。	2		2.3%	0.0%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。			0.0%	0.0%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子ができるようにつけられている。	8		9.3%	0.0%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	6		7.0%	0.0%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。	1		1.2%	0.0%
合計(件数)		181	66		

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合	
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導
第1 開所時間及び開所日				
(1) 【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。			0.0%	0.0%
(2) 【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。	1		20.0%	0.0%
第2 放課後児童支援員等の数及び資格				
(1) 1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。 ※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数。			0.0%	0.0%
(2) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(内、1人を除き補助員でも可)配置している。		2	0.0%	40.0%
(3) 放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 ※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。	1		20.0%	0.0%
(4) 放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。			0.0%	0.0%
第3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積				
(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。			0.0%	0.0%
(2) 【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。			0.0%	0.0%
(3) 児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。			0.0%	0.0%
(4) 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。			0.0%	0.0%
(5) 採光及び換気が確保されていること。			0.0%	0.0%
(6) 衛生が確保されていること。			0.0%	0.0%
(7) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。			0.0%	0.0%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第4 非常災害に対する措置					
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。	1		20.0%	0.0%
(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。	1		20.0%	0.0%
(3)	防災マニュアルを作成している。	1		20.0%	0.0%
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。	1		20.0%	0.0%
(5)	非常災害に対する定期的な訓練(避難及び消火に対する訓練)を年2回以上実施している。	1		20.0%	0.0%
第5 育成支援					
(1)	子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(2)	子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(3)	障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。			0.0%	0.0%
(4)	児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切に育成支援を行っている。			0.0%	0.0%
(5)	放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。			0.0%	0.0%
(6)	放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。			0.0%	0.0%
(7)	児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。			0.0%	0.0%
(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。			0.0%	0.0%
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、理解及び協力が得られている。			0.0%	0.0%
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を全ての放課後児童支援員等が容易にわかるようにしている。			0.0%	0.0%
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。			0.0%	0.0%
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	1		20.0%	0.0%
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。	1		20.0%	0.0%
(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。			0.0%	0.0%
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	2		40.0%	0.0%
第6 おやつ等の提供					
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。			0.0%	0.0%
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。	1		20.0%	0.0%

【参考】指導監督基準口頭指導、文書指導件数及び割合(平成30年度分)

項目	件数		割合		
	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	
第7 健康管理・安全確保					
(1)	子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。			0.0%	0.0%
(2)	職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回)		1	0.0%	20.0%
(3)	おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	2		40.0%	0.0%
(4)	必要な医薬品その他の医療品を備えている。			0.0%	0.0%
(5)	感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。			0.0%	0.0%
(6)	感染症の発生状況について情報を収集している。			0.0%	0.0%
(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。			0.0%	0.0%
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。			0.0%	0.0%
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。			0.0%	0.0%
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。			0.0%	0.0%
第8 利用者への情報提供					
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。			0.0%	0.0%
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。			0.0%	0.0%
第9 要望及び苦情への対応					
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。			0.0%	0.0%
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している		1	0.0%	20.0%
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。			0.0%	0.0%
第10 備える帳簿					
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。		1	0.0%	20.0%
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。			0.0%	0.0%
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。			0.0%	0.0%
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。		1	0.0%	20.0%
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるようにつけられている。	1		20.0%	0.0%
(6)	毎日、日誌がつけられている。	1		20.0%	0.0%
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。			0.0%	0.0%
合計(件数)		16	6		

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

事業所名	
事業者名	
自己検査日	
立入調査実施日	
立入調査対応者	
立入調査員	

1 開所時間及び開所日

項目		自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)			自己検査判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入調査判定	立入調査員の所感
(1)	【開所時間】 届出上、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上開所している。 〔基準条例第18条〕 〔運営指針 第4章 3〕	【学校長期休業日】 学校の授業の休業日		~				
		【土曜日】		~				
		【平日】 学校の授業の休業日以外		~				
(2)	【開所日】 1年につき250日以上開所予定である。 〔基準条例第18条〕 〔運営指針 第4章 3〕	開所(予定)日数:		日				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

2 放課後児童支援員等の数及び資格

項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己 検査 判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感	
(1)	<p>1つの支援の単位を構成する対象児童数はおおむね40人以下としている。</p> <p>※土曜・日曜を除いた、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数。 (例) 毎日参加する児童が10人、週3日参加する児童が3人いる場合：(10人×5日/5日) + (3人×3日/5日) = 12人 (小数点以下切り上げ) 〔基準条例第10条第4項〕 〔運営指針 第4章 2〕</p>	<p>【支援の単位ごとの対象児童数】</p> <p>支援の単位1： [] 人</p> <p>支援の単位2： [] 人</p> <p>支援の単位3： [] 人</p> <p>支援の単位4： [] 人</p> <p>支援の単位5： [] 人</p> <p>【事業所の全対象児童数】 [] 人</p>				
(2)	<p>放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上（内、1人を除き補助員でも可）配置している。 〔基準条例第10条第2項〕 〔運営指針 第4章 1〕</p>	<p>※出勤簿や勤務ローテーション表、日誌で確認すること。</p> <p>確認書類： []</p>				
(3)	<p>放課後児童支援員として届出を行っている職員は、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。</p> <p>※都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含む。 〔基準条例第10条第3項〕 〔基準条例附則3〕</p>	<p>第10条第3項各号のいずれかに該当している： []</p> <p>研修受講済人数： [] 人</p>				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

(4)	放課後児童支援員及び補助員は専任である。 ※専任とは、支援の提供を行う時間帯について、放課後児童健全育成事業の業務のみを行うことをいう。 〔基準条例第10条第5項〕				
-----	--	--	--	--	--

3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

	項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入調査判定	立入調査員の所感
(1)	児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えている。 〔基準条例第9条第1項〕 〔運営指針 第6章 1〕	体調の悪い時等に静養することができる場所：				
(2)	【放課後キッズクラブのみ回答】 留守家庭児童以外も対象として、一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行っている。 〔運営指針 第5章 4〕	専用区画の他に使用している場所：				
(3)	児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えている。 〔基準条例第9条第1項〕 〔運営指針 第6章 1〕					
(4)	放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供している。 〔基準条例第9条第3項〕					

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

(5)	採光及び換気が確保されていること。 〔基準条例第5条第2項〕	取組事項： [Redacted]				
(6)	衛生が確保されていること。 〔基準条例第5条第2項、第9条第4項、第13条第1項〕	取組事項： [Redacted]				
(7)	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上である。 ※専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間は、施行日前に存する事業所に対しては、「経過措置」が設けられている。 〔基準条例第9条第2項〕 〔基準条例附則2〕 〔運営指針 第6章 1〕	①専用区画の面積： [Redacted] ㎡ ②定員： [Redacted] 人 ③児童1人あたりの面積（①÷②）： ④経過措置適用の有無： [Redacted] ※判定基準 ○：「経過措置適用なし」で 「③児童1人あたりの面積が1.65㎡以上」 △：「経過措置適用あり」で 「③児童1人あたりの面積が1.65㎡未満」 ×：「経過措置適用なし」で 「③児童1人あたりの面積が1.65㎡未満」				

4 非常災害に対する措置

	項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入調査判定	立入調査員の所感
(1)	消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられており、職員全員が設置場所や使用方法を知っている。 〔基準条例第6条〕 〔運営指針 第6章 2〕	非常災害に必要な設備： [Redacted] 周知方法： [Redacted]				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

(2)	非常災害に対する具体的計画を立てている。 [基準条例第6条] [運営指針 第6章 2]	計画の有無：				
(3)	防災マニュアルを作成している。 [運営指針 第6章 2]	マニュアルの有無：				
(4)	緊急時の対応について、保護者や学校と共有している。 [運営指針 第6章 2]	保護者との共有方法：				
		学校との共有方法：				
(5)	非常災害に対する定期的な訓練（避難及び消火に対する訓練）を年2回以上実施している。 [基準条例第6条] [運営指針 第6章 2]	記録方法：				
		実施日及び実施予定日	記録の有無	訓練の種類 (該当するものに○)		
				避難訓練	消火訓練	

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

5 育成支援

項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入調査判定	立入調査員の所感
(1)	<p>子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 5〕</p>				
(2)	<p>子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 4〕</p>				
(3)	<p>障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されている。 〔運営指針 第3章 2〕</p>				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

(4)	<p>児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行っている。 〔運営指針 第2章 5〕</p>	<p>※集団生活を行う上で配慮している事項を記載し、適合しているかを判定します。</p>				
(5)	<p>放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めており、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。 〔運営指針 第3章 4〕</p>	<p>保護者から相談を受ける機会を設けているか、事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。</p>				
(6)	<p>放課後児童支援員等の人間性及び専門性を向上させるため、研修に参加する機会を設けている。 〔基準条例第8条第1項、第2項〕 〔運営指針 第7章 1〕</p>	<p>※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 研修の参加を促している： 研修の参加（予定）状況：</p>				
(7)	<p>児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。 〔基準条例第5条第3項、第11条、第12条〕 〔運営指針 第7章 1〕</p>	<p>※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。 実施内容（配慮内容）：</p>				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

(8)	虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている。 〔運営指針 第3章 3〕	※事業所での取組事項を記載し、適合しているかを判定します。				
(9)	保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及び、理解及び協力が得られている。 〔基準条例第19条〕 〔運営指針 第3章 1、4〕					
(10)	事故が発生した場合などに備え、保護者の緊急時の連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が必要時に対応できるようにしている。 〔基準条例第21条〕 〔運営指針 第6章 2〕	管理方法：				
(11)	利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、各区こども家庭支援課及び当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。 〔基準条例第21条第1項〕					
(12)	通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。 〔運営指針 第6章 2〕	報告が必要な事故件数： 実際に報告した事故件数：	件 件			
(13)	賠償すべき事故が発生した場合に備えて損害賠償保険や傷害保険等に加入している。 〔運営指針 第6章 2〕	※賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険や傷害保険等に加入する必要があります。 損害賠償保険名： 傷害保険名：				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

(14)	利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携している。 〔基準条例第20条〕 〔運営指針 第5章 1〕					
(15)	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。 〔基準条例第5条第5項〕 〔運営指針 第7章 3〕	評価方法： 公表方法：				

6 おやつ等の提供

項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入調査判定	立入調査員の所感
(1)	栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供している。 〔運営指針 第3章 1〕				
(2)	食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供している。 〔運営指針 第3章 1〕	<input type="checkbox"/> 利用申込時に、保護者から医師の診断に基づく書類(学校生活管理指導表等)の写しをもらっている			

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

7 健康管理・安全確保

項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己 検査 判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感
(1) 子どもの出欠席と心身の状態を把握しており、保護者とその状況を共有している。 〔運営指針 第3章 1〕					
(2) 職員の健康診断を行っている。(採用時及び年1回) 〔運営指針 第4章 6〕 〔労働安全衛生法第66条〕 〔労働安全衛生規則第44条〕					
(3) おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。 〔基準条例第13条第2項〕 〔運営指針 第4章 6〕	検便実施状況：				
(4) 必要な医薬品その他の医療品を備えている。 〔基準条例第13条第3項〕 〔運営指針 第6章 2〕	<input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 水まくら <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> 絆創膏類 <input type="checkbox"/> その他（下記に詳細を記載してください） 記載欄：				
(5) 感染症の発生や疑いがある児童の対応について、保護者に指示している。 〔基準条例第13条第2項〕 〔運営指針 第6章 2〕					
(6) 感染症の発生状況について情報を収集している。 〔基準条例第13条第2項〕 〔運営指針 第6章 2〕	情報収集方法：				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

(7)	感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡する体制が整っている。 [基準条例第13条第2項] [運営指針 第6章 2]					
(8)	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等は共用していない。 [基準条例第13条第2項]					
(9)	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修をしている。 [基準条例第9条第4項] [運営指針 第6章 2]	※には配慮している事項を記入。 <input type="checkbox"/> 室内 <input type="checkbox"/> 児童が使用する備品 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 死角を作らないようにしている				
(10)	不審者の侵入防止などの対策を行っている。 [運営指針 第6章 2]					

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

8 利用者への情報提供

項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己 検査 判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感
(1)	提供するサービス内容を運営規程に定めている。 [基準条例第14条]				
	【運営規程に定める項目】 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 職員の職種、員数及び職務の内容 <input type="checkbox"/> 閉所している日及び時間 <input type="checkbox"/> 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 <input type="checkbox"/> 利用定員 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> 事業の利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 虐待の防止のための措置に関する事項 <input type="checkbox"/> その他事業の運営に関する事項（苦情への対応について等）				
(2)	運営規程の内容が、利用者へ周知されている。 [運営指針 第4章 4]				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

9 要望及び苦情への対応

項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己検査判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入調査判定	立入調査員の所感
(1)	要望及び苦情受付の窓口を決めている。 [基準条例第17条] [運営指針 第1章 3、第7章 2]				
(2)	受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知している [基準条例第17条] [運営指針 第1章 3、第7章 2]				
(3)	要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めている。 [運営指針 第1章 3、第7章 2]				

平成30年度 放課後児童健全育成事業 監査チェックシート

10 備える帳簿

	項目	自己検査項目 (確認した事実、根拠書類、補足等)	自己 検査 判定 (○, △, ×)	(自己検査判定が△・×の場合) 改善のための措置	立入 調査 判定	立入調査員の所感
(1)	職員に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第15条〕 〔労働基準法第107条、108条、109条〕	<input type="checkbox"/> 職員名簿 <input type="checkbox"/> 資格を証明する書類（写） <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 出勤簿 <input type="checkbox"/> 勤務ローテーション表 <input type="checkbox"/> 超過勤務簿 <input type="checkbox"/> 雇用通知書（労働契約書） <input type="checkbox"/> その他（下記に詳細を記載してください） 記載欄：				
(2)	財産に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第15条〕	<input type="checkbox"/> 備品台帳 <input type="checkbox"/> その他（下記に詳細を記載してください） 記載欄：				
(3)	収支に関する帳簿が備えられている。 〔基準条例第15条〕 〔運営指針 第4章 7〕	<input type="checkbox"/> 会計関係帳簿 <input type="checkbox"/> 小口現金台帳 <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 領収書				
(4)	運営に関わる業務の記録等が備えられている。 〔基準条例第15条〕 〔運営指針 第3章 5〕	<input type="checkbox"/> 業務の実施状況に関する日誌				
(5)	日誌は日常的な活動状況や児童及び職員の様子がわかるようにつけられている。 〔運営指針 第3章 5〕					
(6)	毎日、日誌がつけられている。 〔運営指針 第3章 5〕					
(7)	利用している児童の状況を明らかにする帳簿等が備えられている。 〔基準条例第15条〕	<input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 児童名簿 <input type="checkbox"/> 入会（継続）申込書（利用申込書）				

平成 29 年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 実施期間

平成 29 年 7 月～12 月

(2) 監査方法

平成 28 年度から、放課後児童健全育成事業者に対し、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（以下、「条例」という。）に規定される基準が遵守されていることを監督し、事業の適正な水準を維持するため、定期的な監査（「毎年の自己検査」及び「3年に1回の立入調査」）を実施している。

監査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、行政指導（改善指導・改善勧告）又は行政処分（事業制限命令・事業停止命令）の措置を通じて改善を図ることとしている（監査指針参照）。

(3) 対象となる事業所

放課後児童健全育成事業所として届出を行っている全ての事業所

【事業所内訳】

種類	全事業所数	自己検査対象事業所数	うち立入調査対象事業所数
放課後キッズクラブ	205 か所	205 か所	81 か所
放課後児童クラブ	225 か所	225 か所	74 か所
その他届出事業所	8 か所	8 か所	5 か所
合計	438 か所	438 か所	160 か所

2 監査の結果

(1) 自己検査

ア 自己検査の結果

全ての放課後児童健全育成事業所（438 か所）が自己検査（全 57 項目）を実施した。自己検査により、実施できていない項目や実施状況が十分でない項目を確認し、自らが必要な改善を行う契機となり、監査の目的を達成することができた。なお、自己検査の結果、指導監督基準に適合していない事業所でも、特別の立入調査の実施に至った事業所はなかった。

【事業所別適合状況】

種類	自己検査対象事業所数	自己検査の結果、全ての項目が指導監督基準に適合している事業所数（割合）	自己検査の結果、指導監督基準に適合していない項目があった事業所数（割合）
放課後キッズクラブ	205 か所	91 か所（44.4%）	114 か所（55.6%）
放課後児童クラブ	225 か所	48 か所（21.3%）	177 か所（78.7%）
その他届出事業所	8 か所	3 か所（37.5%）	5 か所（62.5%）
合計	438 か所	142 か所（32.4%）	296 か所（67.6%）

【指導監督基準に適合していない件数】

種類	総数 (事業所数×項目数)	指導監督基準に適合している件数（割合）	指導監督基準に適合していない件数（割合）	1事業所あたりの 不適合件数
放課後キッズクラブ	11,685 件	11,391 件（97.5%）	294 件（2.5%）	1.4 件
放課後児童クラブ	12,825 件	12,242 件（95.5%）	583 件（4.5%）	2.6 件
その他届出事業所	456 件	442 件（96.9%）	14 件（3.1%）	1.8 件
合計	24,966 件	24,075 件（96.4%）	891 件（3.6%）	2.0 件

イ 指導監督基準に適合していない主な項目

項目	放課後 キッズクラブ 205か所	放課後 児童クラブ 225か所	その他 届出事業所 8か所	合計 438か所
第4 非常災害に対する措置				
非常災害に対する具体的計画を立てている。	22か所	33か所	1か所	56か所
非常災害に対する定期的な訓練（避難及び消火に対する訓練）を年2回以上実施している。	27か所	42か所	1か所	70か所
第5 育成支援				
運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表している。	24か所	42か所	2か所	68か所
第7 健康管理・安全確保				
おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	24か所	43か所	0か所	67か所

(2) 立入調査

ア 立入調査の結果及び指導状況

立入調査は3年に1回実施することとしており、平成29年度は放課後児童健全育成事業所160か所に対し、立入調査(全57項目)を実施した。立入調査の結果、指導監督基準に適合していない項目があった事業所は115か所(改善指導件数は324件)であった。そのうち、文書指導を実施した事業所が49か所(71件)であった。

一部の事業所(放課後キッズクラブ2クラブ、放課後児童クラブ5クラブ、その他届出事業所3クラブ)については、未だ改善報告書が提出されておらず、改善の状況が確認できていないが、既に提出された事業所については、改善状況を確認している。

【事業所別適合状況】

種類	立入調査 対象事業所数	立入調査の結果、指導 監督基準に全ての項目 が適合している事業所 数(割合)	立入調査の結果、指導監督基準に適合してい ない項目があった事業所数(割合)		
				口頭指導のみ	文書指導
放課後 キッズクラブ	81か所(100%)	26か所(32.1%)	55か所(67.9%)	36か所	19か所
放課後 児童クラブ	74か所(100%)	18か所(24.3%)	56か所(75.7%)	30か所	26か所
その他 届出事業所	5か所(100%)	1か所(20.0%)	4か所(80.0%)	0か所	4か所
合計	160か所(100%)	45か所(28.1%)	115か所(71.9%)	66か所	49か所

【口頭指導及び文書指導件数】

種類	総数 (事業所数×項目数)	改善指導件数		
			口頭指導	文書指導
放課後 キッズクラブ	4,617件	137件(100%)	109件(79.6%)	28件(20.4%)
放課後 児童クラブ	4,218件	171件(100%)	133件(77.8%)	38件(22.2%)
その他 届出事業所	285件	16件(100%)	11件(68.8%)	5件(31.2%)
合計	9,120件	324件(100%)	253件(78.1%)	71件(21.9%)

イ 改善指導を実施した主な項目

(ア) 口頭指導

項目	放課後 キッズクラブ 81か所	放課後 児童クラブ 74か所	その他 届出事業所 5か所	合計 160か所
第4 非常災害に対する措置				
非常災害に対する具体的計画を立てている。	11か所	8か所	1か所	20か所
防災マニュアルを作成している。	9か所	4か所	0か所	13か所
非常災害に対する定期的な訓練（避難及び消火に対する訓練）を年2回以上実施している。	14か所	19か所	0か所	33か所
第5 育成支援				
通院が必要となる事故等、報告すべき事故が発生した場合には、各区こども家庭支援課に事故報告書を提出している。	0か所	9か所	0か所	9か所
第7 健康管理・安全確保				
おやつ等の提供に携わっている職員には、月1回検便を実施している。	15か所	22か所	1か所	38か所
不審者の侵入防止などの対策を行っている。	2か所	8か所	0か所	10か所

(イ) 文書指導

項目	放課後 キッズクラブ 81か所	放課後 児童クラブ 74か所	その他 届出事業所 5か所	合計 160か所
第2 放課後児童支援員等の数及び資格				
(2) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上（内、1人を除き補助員でも可）配置している。	11か所	15か所	0か所	26か所
第7 健康管理・安全確保				
職員の健康診断を行っている。（採用時及び年1回）	1か所	8か所	2か所	11か所

3 総評

本市における放課後児童健全育成事業の監査は、全事業所が自らその運営内容を基準に照らして振り返る「自己検査」と、本市職員が事業所へ赴いて運営内容を確認する「立入調査」の2段階で実施している。

まず、自己検査について、昨年度の対象クラブは393か所だったが、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換等により事業所数が増加し、今年度は438か所が対象となり、全ての事業所で実施することができた。昨年度と比べ「適合していない項目があった事業所数」が約9割から約7割に減少したことから、条例基準が浸透し、基準に適合した運営を行っているクラブが増加したと考えられる。

自己検査の結果としては、「適合していない」との回答が集中した項目が、運営上解決すべき優先順位の高い課題であるといえる。昨年度の結果を踏まえマニュアルに記載する等の対応を行い、指摘件数はほぼ半減したが、「避難訓練及び消火訓練の年2回以上の実施」や「おやつ提供に携わる職員の毎月の検便の実施」については、昨年度に引き続き、今年度も多かった。防災や衛生等、子どもたちや職員の安全に直結する事項であるため、引き続き、事業者に対して周知徹底を図っていく。「運営内容の自己評価及びその結果の公表」については、事業者から「どのように行えばよいのか」という質問をいただくこともあったため、今後、本市から考え方を示し、周知を図るように努める。

次に、立入調査については、各事業所に概ね3年に1度の頻度で実施することを原則としつつ、運営上の課題を早期に発見・解決するために新規に開設した事業所については当該年度に実施する、という方針のもと、今年度は160か所（うち新規開設48か所）に対して実施した。

立入調査の結果、指摘項目がある場合には、その項目の種別及び軽重によって「口頭指導」又は「文書指導」を行う。軽微な項目について行う「口頭指導」は監査者、事業所ともに指摘事項として共有し、事業所による改善を促すものである。運営上重要な項目について「文書指導」をした場合には、各事業所から必ず「改善報告書」の提出を受けることとしている。

今年度の立入調査の結果として、160か所の事業所のうち、約1/3強の49か所で「文書指導」があった。また、「文書指導」の件数は合計71件であるため、「文書指導」を受けた事業所は、平均1.5項目弱程の「文書指導」を受けたことになる。昨年度（91件）よりも、指摘件数が減少したことから、条例基準が浸透し、基準に適合した運営を行っているクラブが増加したと考えられる。

「文書指導」となった最多の項目は、昨年度と同様、「職員配置」に関するものであった。職員配置については、土曜日等の開所直後や閉所直前の時間等、児童が少ない時間帯において、「放課後児童支援員が配置されていない時間帯があった」や「放課後児童支援員が2人以上（うち1人を除き補助員でも可）配置されていない時間帯があった」ことにより、文書指導を行っている。事業者からは改善報告が提出され、「職員の配置を充足させるよう職員募集をし、1名増員ができた。今後も増員を継続し、職員を適正に配置するよう努めていく。」「開所時間において、常に2人以上配置するよう、スタッフのシフトを調整する。」等の報告を受けている。職員配置については、運営を行う上での基本となる遵守事項であるため、引き続き、職員配置基準の徹底に向けて、事業者への周知や指導の強化とともに、行政の支援を強化していく。

なお、放課後キッズクラブについては、昨年度に比べ文書指導を受けた事業所数が増加している（11クラブから19クラブ）が、19クラブ中17クラブは平成29年春開設クラブであり、既存のクラブに対する指摘件数は減少している。新規開設の放課後キッズクラブについては、運営開始1年目から、条例上の職員配置基準が遵守されるように、放課後キッズクラブ開設前の説明会等での周知徹底を図っていく必要がある。

最後に、監査結果については、全事業所へ情報を共有するとともに、次年度の監査に関する説明会の場などを活用して、運営上注意すべき点を周知し、適切な運営を指導していくこととする。自己検査、立入調査を毎年度着実に実施することにより、運営上の課題を市と事業者が常に共有し、対応することで、放課後児童健全育成事業の全体の質の改善に取り組んでいく。

横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針

1 趣旨

この指針は、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、横浜市域の放課後児童健全育成事業所について、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成26年9月横浜市条例第49号。以下「基準条例」という。）を遵守した適正な育成支援内容及び設備環境が確保されているか否かを確認するために実施する監査の手順や留意点等を定める。監査の結果、改善を求める必要がある場合に行う行政指導及び行政処分等についても、併せて定める。

また、本指針に基づく監査は、子どもの最善の利益を保障し、全ての放課後児童健全育成事業所がその役割及び機能を適切に発揮できるようにすることを目的とする。

なお、基準条例の遵守にあたっての具体的な留意事項については、別途「横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）において定める。

2 対象事業所

監査の対象は、法第6条の3第2項に規定される事業の実施を目的とする放課後児童健全育成事業所として届出を行っている全ての事業所とする。

なお、法上の「放課後児童健全育成事業」として実施しない類似事業（例えば、健康の維持増進を目的とするスポーツクラブや、学習支援を目的とする塾等）については、対象外とする。

3 監査方法

監査は、報告徴収及び立入調査により行う。監査に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、育成支援内容、設備環境等に問題があると認められる又は強く推認されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処する。

(1) 報告徴収

ア 定期の報告徴収

放課後児童健全育成事業者に対して、各事業所の運営状況について、毎年、自己検査を実施の上、その結果を文書により、回答期限を付して報告を求める。

イ 特別の報告徴収

当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から事業所に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求める。

(2) 立入調査

立入調査については、放課後児童健全育成事業所への立ち入り及び運営責任者や放課後児童支援員等への聴取を基本とする。

ア 通常の立入調査の対象

届出対象事業所については、3年に1回実施する。

イ 特別の立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられた場合等で、児童の処遇上の観点から事業所に問題があると認められる場合には、随時、特別の立入調査を実施する。

ウ その他

(ア) 新規に開設した事業所については、速やかに立入調査を行うよう努める。

(イ) 以下のいずれかに該当する事業所は、「問題を有すると考えられる事業所」に該当すると考えられるため、改善を求める必要がある。

- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・定期の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事故発生にも関わらず、報告を怠っているもの

(ウ) 立入調査に当たっては、当該事業所における帳票等の準備のために、事業者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、特別の立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適当である。

4 行政指導・行政処分

監査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、行政指導（改善指導・改善勧告）又は行政処分（改善命令・事業制限命令・事業停止命令）の措置を通じて改善を図る。

(1) 行政指導を行う場合

ア 改善指導

(ア) 改善指導の対象

監査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる放課後児童健全育成事業所については、文書により改善指導を行う。

(イ) 改善指導の手順

a 改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に、改善されなければ改善勧告等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知する。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求める。

b 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、事業者に対する出頭要請や事業所又は事務所に対する特別の立入調査を行う。

回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様である。

イ 改善勧告

(ア) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合等、事業の改善を求める必要があると認めるときは、事業者に対し、改善勧告を行う。

(イ) 改善勧告の手順

a 改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後)概ね1か月以内に、改善されなければ、公表、改善命令、事業制限命令又は事業停止命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知する。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して文書で報告を求める。

b 児童福祉審議会からの意見聴取

改善勧告を行う場合は、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備え、利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 確認

改善勧告を受けた事業者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別の立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様である。

(ウ) 利用者に対する周知及び公表

a 利用者に対する周知

改善勧告を行っているにもかかわらず改善が行われていない場合には、当該事業所の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について周知し、当該事業所の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する適切な対応等を講ずる必要がある。

b 公表

改善勧告を行っているにもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表する。

(2) 行政処分を行う場合

ア 改善命令

(ア) 改善命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導もしくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、改善命令を行う（法第34条の8の3第3項参照）。

(イ) 改善命令の手順

a 弁明の機会の付与

改善命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与する。

【参考】「弁明の機会の付与」について

弁明の機会の付与は、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第29条から第31条までに定めるところにより、当該事業者に対し、次の事項を書面によって通知して行う。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

b 児童福祉審議会からの意見聴取

改善命令を行う場合は、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

改善命令を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備え、利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 改善命令の発令

a～cによる手順を踏み速やかに判断した上で、概ね1か月以内に改善されなければ、公表、事業制限命令又は事業停止命令の対象となり得ることを明示した上、文書により改善を命ずる。

e 確認

改善命令を受けた事業者から、当該改善命令に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別の立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様である。

f 公表

改善命令を行った場合は、その名称、所在地、事業者名、処分の内容について公表する。

イ 事業制限命令又は事業停止命令

(ア) 事業制限命令又は事業停止命令の対象

改善命令を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告もしくは改善命令を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、事業制限又は事業停止を命ずる（法第34条の8の3第4項参照）。

また、通常は「事業制限命令」を先ず検討するが、改善が期待されずに当該事業所の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、「事業停止命令」を発する。

【参考】「事業制限命令」及び「事業停止命令」の意義

- ・「事業制限命令」は、期限又は条件を付して当該放課後児童健全育成事業の実施の制限を命ずる行政処分をいう。
- ・「事業停止命令」は、期限又は条件を付して当該放課後児童健全育成事業の停止を命ずる行政処分をいう。

(イ) 事業制限命令又は事業停止命令の手順

a 弁明の機会の付与

事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与する。

b 児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 事業制限命令又は事業停止命令の発令

(a)～(c)による手順を踏み速やかに判断した上で、文書により事業制限又は事業停止を命ずる。

e 公表

事業制限命令又は事業停止命令を行った場合は、その名称、所在地、事業者名、処分の内容等について公表する。

5 緊急時の対応

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、「4 行政指導・行政処分」の手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業制限命令若しくは事業停止命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行う。

(1) 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行う。

ア 著しく不適正な育成支援内容や設備環境である場合

指導監督基準における「1. 放課後児童支援員等の数及び資格」及び「2. 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの等

イ 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

指導監督基準における「1. 放課後児童支援員等の数及び資格」の「(1) 支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置する。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」に関して、放課後児童支援員（有資格者）が1人もいないもの等。

ウ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

放課後児童健全育成事業所の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの。

エ あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがなく改善勧告を行った場合は、事後速やかに児童福祉審議会に報告する。

(2) 緊急時の事業制限命令又は事業停止命令

ア 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合、弁明の機会の付与を行う手続きを経ないで、事業制限命令又は事業停止を命じることができるものである。

イ 事業所の職員や事業者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定される。

ウ あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがなく事業制限又は事業停止を命じた場合は、事後速やかに児童福祉審議会に報告する。

6 情報提供

(1) 関係機関に対する情報提供

小学校、消防部局、衛生部局その他の関係機関との連携により指導監督に当たる必要があるため、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該事業所の状況等については、適宜、関係機関に情報の提供を行う。

(2) 一般への情報提供

市民に対して、放課後児童健全育成事業を担当する窓口について周知するとともに、放課後児童健全育成事業所の状況についての情報を提供する。

7 根拠法令

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

（事業）

第 6 条の 3 （略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～14 （略）

（放課後児童健全育成事業）

第 34 条の 8 （略）

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

（設備及び運営の基準）

第 34 条の 8 の 2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 （略）

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第 1 項の基準を遵守しなければならない。

（報告及び立入調査等）

第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第 1 項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第 1 項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

—目次—

- 第 1 開所時間及び開所日
- 第 2 放課後児童支援員等の数及び資格
 - 1 放課後児童健全育成事業
 - 2 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合
- 第 3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積
 - 1 構造設備
 - 2 面積
- 第 4 非常災害に対する措置
- 第 5 育成支援
- 第 6 おやつ等の提供
- 第 7 健康管理・安全確保
- 第 8 利用者への情報提供
- 第 9 要望及び苦情への対応
- 第 10 備える帳簿

第 1 開所時間及び開所日

(1) 事業所の開所時間及び開所日については、児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、設定すること。

- 開所時間については、小学校の授業の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）は 1 日につき 8 時間以上、小学校の授業の休業日以外の日（授業のある平日）は 1 日につき 3 時間以上の開所を原則とする。
- 開所する日数については、1 年につき 250 日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、設定する。

第 2 放課後児童支援員等の数及び資格

1 放課後児童健全育成事業

(1) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を 2 人以上配置すること。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、おおむね 40 人以下とする。
- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数（登録時の利用希望日数を基に算出）を加えた数であること。
- 利用希望が週のうち特定の曜日に集中し定員を著しく上回る状況が恒常的に続く場合は、当該曜日において児童の処遇が大きく低下することが考えられるため、他の職員を追加配置するなど安全面への配慮が求められること。

(2) 放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに研修を修了することを予定している者を含む）とする。

(3) 放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）は、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないこと。

ただし、利用者が 20 人未満の事業所については、最低 1 人の放課後児童支援員が専任であって、その 1 人を除く放課後児童支援員等が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる場合は、この限りでない。

2 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合

(1) 放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることはできない。ただし、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、両事業において放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の実施に適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことは妨げない。

第 3 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積

1 構造設備

(1) 児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた「専用区画」があること。

○ 「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものであること。専用区画には、事務室、便所等は含まないこと。なお、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

(2) 放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

(3) 専用の区画を設けるほか、児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えていること。

(4) 専用区画及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供していること。

(5) 採光及び換気が確保されていること。また、衛生及び安全が確保されていること。

2 面積

(1) 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上であること。

○ 「児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上」は、専用区画の面積を「児童の数」で割った値をいうこと。なお、「児童の数」の考え方は、一の支援の単位を構成する「児童の数」と同義であること。

○ 専用区画の面積については、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の施行日である平成 27 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上となるよう努めなければならない。

第4 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

○ 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

○ 各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくことが望ましい。

○ 災害等が発生した際の対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。

○ 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも年2回以上実施することが望ましい。

第5 育成支援

(1) 育成支援の内容

ア 子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を工夫すること。

[おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮]

- ・ 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。
- ・ 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- ・ 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

[おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮]

- ・ 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- ・ 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。

[おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮]

- ・ 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ・ ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- ・ 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

イ 子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の中で共有していくように配慮がなされた育成支援を行うこと。

○ 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童健全育成事業所の中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

ウ 障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めること。

(1) 障害のある子どもの受け入れの考え方

- 障害のある子どもの受入れにあたっては、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握すること。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように努めること。

(2) 障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童健全育成事業所の中で、子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行うこと。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童健全育成事業の状況や育成支援の内容を記録すること。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解すること。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくること。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮すること。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫すること。
- 障害児虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の理念に基づき、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずること。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の理念に基づき、障害を理由として障害のない子どもと不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある子どもの権利利益を侵害してはならない。

エ 児童の発達や養育環境の状況等を把握し、児童が発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行うこと。

(1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者と協議の上で、各区こども家庭支援課又は児童相談所に速やかに通告し、連携して放課後児童健全育成事業として適切な対応を図らなければならない。

(2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援

が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、各区こども家庭支援課や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

- 放課後児童健全育成事業所での生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、各区こども家庭支援課、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

(3) 対応に当たっての留意事項

- (1) (2) の対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

(2) 放課後児童支援員等の役割

※この項目における「運営指針」とは、「放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月雇児発 0331 第 34 号）」をいう。
この指針は、放課後児童健全育成事業の運営について、全国的な一定水準の質を確保するために国が定めたものである。

ア 児童一人ひとりの心身の状況を把握しながら、集団の中での児童同士の関わりを大切にして育成支援を行うこと。

イ 保護者との連携

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。

ウ 運営指針を理解する機会を設ける等、放課後児童支援員等の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 運営指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、放課後児童支援員等の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

- 都道府県等が実施している放課後児童支援員等の資質の向上のための研修等への参加が望ましい。

エ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

オ 児童の状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、児童相談所や関係機関と連携する等の体制をとること。

- 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

専門機関からの助言を要する場合の例

- ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。

- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要であること。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用すること。

イ 利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合など、速やかに連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての放課後児童支援員等が容易に分かるようにしておくこと。

(4) 事故発生時の対応

利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、必要な措置を講ずること。

○「必要な措置」について

- ・事故やケガが発生した場合に、適切な処置を行うとともに、児童の状況等について、保護者に連絡し、運営主体及び各区こども家庭支援課に報告すること。
- ・賠償すべき事故が発生した場合に備えて、必ず損害賠償保険や傷害保険等に加入しておくことが望ましい。

○事故報告について

- ・活動中に通院が必要となる事故が発生した場合には、事故報告書を提出すること。
- ・生命に係わる重篤な怪我、児童の行方不明、不審者情報、個人情報紛失、交通事故、緊急災害等の場合は、事故報告書によらず速やかに連絡し、別途事故報告書を提出すること。
- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故は、事故報告書によらず速やかに連絡し、事故報告書については第1報を事故発生当日、第2報は原則1か月以内程度に行う。また、状況の変化等を必要に応じて追加報告を行うこと。

(5) 学校との連携

利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たること。

- 小学校等における利用者の状況と事業者における利用者の状況について、情報交換や情報共有を定期的に行うことが望ましい。

(6) 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果の公表に努めること。

第6 おやつ等の提供

- (1) 栄養面や活力面を考慮して、おやつを提供すること。昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫すること。
- (2) 食物アレルギーのある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供すること。

- 土曜日や学校長期休業日等で、弁当を持参する場合、特に衛生に配慮すること。

第7 健康管理・安全確保

(1) 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。また、保護者とその状況を共有する。

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応すること。
- 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握すること。
- 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとること。

(2) 職員の健康診断

- ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ おやつ等の提供に携わっている職員には、おおむね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられている。

(3) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(4) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や放課後児童支援員等の間で共有せず、一人一人のものを準備すること。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて各区福祉保健課に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐように努めること。

(5) 安全確保

日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うこと。

- 職員の配置に気を配り、死角を作らないようにすること。

第8 利用者への情報提供

提供するサービス内容は、運営規程に定めた上で、利用者へ周知しなければならないこと。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他事業の運営に関する重要事項

第9 要望及び苦情への対応

- (1) 児童や保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずること。

- 「必要な措置」とは
 - ・ 要望及び苦情受付の窓口を決めること。
 - ・ 事業所内における要望及び苦情解決のための手続を明確化すること。
 - ・ 受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること。
 - ・ 第三者窓口※を案内するように努めること。
- ※かながわ福祉サービス運営適正化委員会、各区こども家庭支援課等

- (2) 要望及び苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めること。

第10 備える帳簿

職員、財産、収支及び利用している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等
- 財産に関する帳簿等
 - ・ 活動場所に関する固定資産や備品台帳等
- 収支に関する帳簿等
 - ・ 利用料等の徴収、管理及び執行について、適正な会計管理が行われている記録等
- 運営に関わる業務の記録等
 - ・ 業務の実施状況に関する日誌等
- 利用している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、事業所ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、放課後児童健全育成所も事業場に該当することから、施設ごとに帳簿等の備え付けが義務付けられている。児童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。
(例)
 - ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
 - ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
 - ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）